

| 締約国に関する情報 C L | チリ 一 般 情 報 | 附属書 B 1 C L |
|---|---|----------------|
| 国内官庁の名称 | National Institute of Industrial Property (Chile) (国立工業所有権機関)(チリ) | |
| 所在地及び郵便のあて名 | Av. Libertador Bernardo O'Higgins 194, Piso 1, Santiago, Chile | |
| 電話番号 | (56-2) 28 87 05 51 | |
| 電子メール | pct@inapi.cl | |
| インターネット | www.inapi.cl | |
| PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法 | 受理しない | |
| 国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか? | 送付する | |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1) | 受理しない | |
| 出願人に国際出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか?(PCT規則17.1(b)の2) | 出願人に国際及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある | |
| チリの国民及び居住者のための管轄受理官庁 | 出願人の選択により国立工業所有権機関(チリ) 又はWIPO国際事務局(附属書C参照) | |
| チリが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁 | 国立工業所有権機関(チリ) | |
| チリを選択できるか? | できる(PCT第II章に拘束) | |
| PCTに基づき取得可能な保護の種類 | 特許, 実用新案 | |
| 国際型調査に関するチリの規定 | なし | |
| 国際公開に基づく仮保護 | チリを指定する国際出願は, 特許が最終的に付与されることを条件として, 被疑侵害者に通知した日から仮保護の利益を受ける | |
| チリが指定(又は選択)されている場合の有益な情報 | | |
| チリが指定(又は選択)されている場合に発明者の氏名(名称)及びあて名を提示しなければならない時期 | 願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合, 管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。 | |
| 微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか? | あり(附属書L参照) | |